

施設管理班の業務

1	施設・設備の点検、対応	2
2	運営で使う部屋などの指定、表示	2
3	生活場所の整理、プライバシー確保	3
4	照明（消灯）	3
5	飲酒・喫煙	4
6	見回り・夜間の当直	4
7	防火対策	5
8	防犯対策	6

プライバシーの保護

業務で知りえた個人情報、避難所運営のためだけに利用し、本人の同意を得た場合を除き、避難所閉鎖後も含め、絶対に口外しないこと。

施設管理班の業務 1	実施 時期	展開期～
施設・設備の点検、対応		
(1) 施設の安全点検 □ 避難所となった建物の応急危険度判定を実施していない場合は、応急危険度判定士による応急危険度判定を行う。応急危険度判定士がいない場合は、すみやかに市町村災害対策本部に派遣を要請する。 □ 応急危険度判定や設備点検の結果、危険と判定した場所への立ち入りを禁止し、出入口をロープで封鎖し、「立入禁止」の張り紙などで表示して進入できないようにする。 (2) 設備の確認、修繕依頼 □ マニュアル本編(避難所運営編)(p. 9)を参考に、ガスや電気、水道、電話、放送、トイレなど設備の状況について点検する。 □ 修繕が必要な場合は、施設管理者と相談した上で、行政担当者（いない場合は総務班）を通じて、市町村災害対策本部に修繕を依頼する。 □ 発電機や照明機器、通信手段など資機材の調達が必要な場合は、食料・物資班に依頼する。		

施設管理班の業務 2	実施 時期	展開期～
運営で使う部屋などの指定、表示		
□ 総務班や要配慮者支援班、食料・物資班と連携し、マニュアル本編(避難所運営編)(p. 10～12)や避難所に必要な部屋・場所(資料集 p. 11～)を参考に、施設管理者と協議の上、立入禁止にすべき場所、避難所運営で使う場所などを指定する。 □ 立入禁止とした場所や避難所運営のために使用する場所は、出入口に張り紙などして明確に表示する。 □ 使用できない設備は、張り紙などして明確に表示する。特に、衛生環境が悪化することから、使用できないトイレについては確実に「使用禁止」の張り紙を行うように注意する。併せて、災害用トイレを設置する。		

施設管理班の業務 3	実施 時期	展開期～
生活場所の整理、プライバシー確保		
(1) 通路の確保 □ 避難所利用者が生活する場所には、通路を設ける。 ＜通路を設ける際の注意＞ ・主な通路は、車いすも通行できるよう幅 130cm 以上確保する。 ・各世帯の区画が必ず 1 箇所は通路に面するようにする。 (2) プライバシーの確保 □ 避難所利用者が生活する場所には、原則、避難所利用者以外立ち入らないようにする。 □ プライバシーを確保するパーティションや段ボールベッド・エアベッドなどの簡易ベッドを速やかに設置する。避難所にいる全員分の数量を確保できない場合は、様々な事情を考慮して、高齢者、障害者などから臨機応変に提供することが望ましい。		

施設管理班の業務 4	実施 時期	展開期～
照明(消灯)		
 </		

(2) 夜間の当直

- ☐ 各運営班と協力し、夜間当直体制を組む。
- ☐ 当直者は、各運営班の班員による交代制とし、仮眠をとる。

施設管理班の業務 7	実施 時期	展開期～
防火対策		

- ☐ 建物内は原則、火気厳禁・禁煙とする。
- ☐ 火気を取り扱う場所には、必ず消火器と消火用バケツを設置する。
- ☐ 部屋ごとに火元責任者を決める。
- ☐ 冬季の暖房は、館内暖房設備を優先して使用する。
- ☐ 電力が復旧していない場合などに、建物内で石油ストーブなどの暖房器具を使用する場合は、定期的に換気を行うほか、火災防止のため十分注意を払うよう「避難所利用者の事情に配慮した広報の例(資料集 p. 10)」を参考に、「避難所でのルール(様式集 p. 4-6)」などを用いて、避難所利用者全員に伝える。
- ☐ 当番を決めて、「避難所の火災予防のための自主検査表(様式集 p. 37)」に基づき毎日検査をする。

施設管理班の業務 8	実施 時期	展開期～
防犯対策		

<